

若者が巻き込まれやすい消費者トラブル マルチ商法にご用心！

SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、消費者トラブルに巻き込まれるケースが若者の間で増えています。また、成人を迎えると、消費者金融でお金を借りることができるようになるため、新成人を狙う悪質な業者もいますので、ご注意ください。

※SNS…人と人との社会的つながりを維持、促進する様々な機能を提供するオンラインサービス

・ 事例 ・

SNSで知り合った人に誘われてセミナーに参加。「友人などに教材ソフトを紹介し、買ってもらえれば、紹介料がもらえる。」「同年齢くらいの方が高額な収入を得ている。」という話や、一緒に参加した人から「かんたんに儲かる。」と熱心に誘われたことで、その場で契約してしまった。

事例のような取引は、「マルチ商法」とも呼ばれ、扱われる商材は、健康食品、化粧品、学習教材など、様々です。ほかの会員との関係性や、お金の流れが複雑になっていることが多いので、おかしいなと思ったら、はっきり断りましょう。

トラブルにあわないために

▶ 儲け話を安易に信じてはいけません

儲け話があったときは、内容を慎重に検討し、少しでも不安があれば、はっきり断りましょう。

また、「お金がない。」と断っても、相手から「すぐに返済できるので、借金しても大丈夫。」などと、言われることがあります。利益を上げられず、借金を返済できない場合もあるため、不必要な契約はしないようにしましょう。



▶ 契約によってはクーリング・オフ(取消しや解約)ができる場合があります

契約書面を受け取った日から数えて8日以内(訪問販売、電話勧誘などの場合)、または20日以内(マルチ商法などの場合)であれば、業者に対して、書面によりクーリング・オフをすることができます。

▶ 未成年者の契約は取り消せます

未成年者(法律上の婚姻をした方を除く。)が、両親など、法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は、取り消すことができます。ただし、お小遣いの範囲内で行える小額の契約や、自分が「成人である。」と偽って契約を結んだ場合などは、取り消すことができません。

▶ 困ったときは誰かに相談する

ひとりで抱え込まず、家族など、周りの人に相談しましょう。加東市消費生活センターでも、相談いただけます。

加東市消費生活センター

相談日時

土曜日、日曜日、祝日を除く、平日

8時30分～17時15分

※火曜日と木曜日の9時から17時までの

間は、消費生活相談員が相談に応じます。

☎市民協働部生活環境課(庁舎1階)

担当:高芝優子 ☎43-0502

20歳新成人のみなさんへになったら国民年金

国民年金は、病気や怪我で働けなくなった方や高齢になった方を、「働いている世代みんなで支えよう」という助け合いの制度です。日本国内に在住の20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。

20歳を迎え、厚生年金保険に加入していない方や、厚生年金保険に加入している配偶者の被扶養者でない方は、国民年金第1号被保険者(※)となります。第1号被

保険者となった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金の加入と保険料のご案内」が届きますので、内容をご確認いただき、納め忘れのないようにしてください。

※国民年金第1号被保険者…20歳以上60歳未満の学生、農林水産業者、自営業者、無職の方等

・ 納付について ・

- 保険料は、毎月納付しなければなりません。保険料を納付せずに放置すると、将来、年金を受け取ることができなくなる場合があります。保険料は、納期限までに必ず納付してください。
 - 保険料を前払い(前納)すると保険料が割引になる制度があります。
 - 所得が少ないなどの事情で、保険料の納付が難しい場合は、保険料の免除や納付の猶予を申請することができます。
 - 学生の方は、学生納付特例制度を利用できます。
- ※納付の免除、猶予、学生納付特例制度の詳細は、年金事務所にお問い合わせください。

☎明石年金事務所 ☎078-912-4983 ☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:川居美香 ☎43-0501

犯罪被害に遭われた方を支援する取組みについて

加東市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害とは、犯罪により命を奪われる、身体を傷つけられる、金銭などの財産を奪われるといった「直接的な被害」だけでなく、心身の不調、弁護士費用などの経済的負担、周囲からの中傷や報道などといった、被害後に生じる「間接的な被害」があります。犯罪被害に遭われた方には、日常生活そのものを守り、継続するために、様々な支援が必要となります。

市では、犯罪被害者等基本法に基づき、加東市犯罪被害者等支援条例(平成31年4月1日施行)を制定し、犯罪被害に遭われた方や、そのご家族、ご遺族を支えることで、市民のみなさんが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでいます。

加東市犯罪被害者等支援条例



<http://bit.ly/35tCMss>

市の主な支援内容

- ①犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族への支援金の支給
遺族支援金 30万円 **重傷病支援金** 10万円
- ②民間団体に対する支援(情報提供等)
- ③犯罪被害に遭われた方への必要な情報の提供、助言(関係機関との連携)
- ④市民のみなさんへの理解の促進(広報、啓発等)

※支援内容に関する詳細は、防災課にお問い合わせください。

☎総務財政部防災課(庁舎4階) 担当:片岡真子 ☎43-0403

